

救急医療体制を守るため

特別徴収金を

頂きます。

当院は、急性期病院として24時間体制で救急患者様の受入れを行っています。しかし現実には軽症の方が多く来院するため、本来の役割に支障が生じてきています。今回の特別徴収金の導入につきましては、「一刻を争う患者様」や「重症の入院患者様」の診療に専念する目的から、やむを得ない事と考えております。十分なご理解ご協力をお願いいたします。

平成23年
12月より



夜間・休日来院の軽症患者様の場合

3,150円を

時間外特別徴収金として
実費徴収させていただきます。

従来の負担金 + 3,150円(税込) = お支払金額

夜間・休日とは

- ◆月～金曜日 17:00～翌日8:30 ◆土曜日 12:15～翌日8:30
- ◆日曜日、祝日、年末年始、開院記念日(6月第3木曜日)

免除となる場合

- ・緊急な処置対応が必要と判断された場合
- ・救急外来受診のための紹介状を持参された場合
- ※身体障害者手帳1・2級の人を除き、福祉医療制度該当の人も徴収対象となります

夜間・休日の診療や相談のご案内

①太田市平日夜間急病診療所 ☎0276-60-3099

診療日/月～土 ※日・祝日年末年始は休診 受付時間/午後6時45分～午後9時45分
対象/急な発熱や腹痛など比較的軽症と思われる急病を対象に診療します
場所/太田市飯塚町1549-1 太田市総合健康センター2階

②群馬こども救急相談 ☎#8000 (短縮)

休日や夜間に、子供が急に具合が悪くなったとき相談に応じます。
受付時間/月～土曜日 午後6時～翌朝午前8時
日曜、祝日、年末年始 午前9時～翌朝午前8時

③病院案内

テレホンサービス

☎0276-45-7799

自家用車などで病院へ行く人に
診療可能な病院を案内しています。

お問い合わせは、総合受付(医事課)まで

TEL.0276-22-6631(代)



富士重工業健康保険組合
総合太田病院